○○こども園利用契約書

○○法人○○学園○○こども園（以下「甲」という。）と（保護者名）（以下「乙」という。）は、○○こども園に置ける幼児教育・保育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　この契約は、甲の運営する○○こども園に入園する児童（以下「園児」という。）について、甲が提供する幼児教育・保育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。

２　甲は、園児に対し、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、幼児教育・保育を提供するとともに、乙は甲に対し保育料及びその他提供される幼児教育・保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、**別紙１**のとおりとします。

|  |
| --- |
| ***一般的には、園児が小学校に就学する直前の３月３１日までが契約期間となります。この日までは、希望があれば保育を提供してください。*** |

（幼児教育・保育の計画）

第３条　甲は、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と、幼稚園型認定こども園、家庭及び地域の実態に応じた適切な教育及び保育の実施内容に関する全体的な計画を作成するものとします。

　（提供する保育の内容及び保育を提供する時間）

第４条　甲は、「重要事項説明書」に記載されている内容及び開所時間において、幼児教育・保育を提供します。なお、個別の契約内容については**別紙１**のとおりとします。

（利用契約時間等）

第５条　利用する曜日及び時間は、**別紙１**のとおりとします。

２　前項の契約時間を超えて、緊急その他やむを得ない理由により保育が必要になった場合は、乙は事前に当園へ連絡するものとします。

|  |
| --- |
| 　***利用する曜日や時間について、契約の範囲を明確にしてください。******保育標準時間認定の場合は週６日かつ１日１１時間まで、保育短時間認定の場合は週６日かつ事業者が定める１日８時間までの範囲内で、事業者と保護者の協議により利用時間を定めます。******上記で設定した範囲内で行われる保育（特定教育・保育）が通常の月額利用者負担の対象になります。******ここで設定した時間を超過して保育を利用する場合は、別途利用料金（時間外保育料等）が発生する可能性があることを保護者に説明してください。******また、いわゆるならし保育を実施する場合は、その旨を記載してください。*** |

３　乙は、午前９時までに園児を登園させるものとします。

４　乙は、園児が欠席又は遅刻（園児の登園が午前９時以降となる場合をいう。）となる場合は、午前９時までに甲が定める連絡先へ連絡するものとします。

（利用料金）

第６条　乙は、幼児教育・保育サービスの対価として、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額保育料）を甲に支払うものとします。

２　月の途中で入園又は退園した場合、その月の利用料金については、前項の利用者負担額（月額保育料）を在籍日数に応じ日割計算で算定するものとします。

　３　甲は、緊急その他やむを得ない理由等により施設型給付費の法定代理受領ができない場合は、乙から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとします。この場合、乙が、支給認定証の発行を行った市町村から適切に教育・保育給付を受けられるよう、甲は特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとします。

　４　乙は、前３項に掲げる額の他、**別紙２**に記載する幼児教育・保育の提供における便宜に要する費用を当園に支払うものとします。

　５　甲は、**別紙２**に記載する費用の請求にあたっては、乙が保育の利用を開始する前に、あらかじめ乙に対しサービスの内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

（利用料金の支払方法）

第７条　甲は前条第１項に定める利用者負担額を、毎月○日までに乙に請求し、乙は当月○日までに甲へ○○○○の方法で支払うものとします。

　２　前条第４項の料金について、甲は明細を付して翌月○日までに乙に請求し、乙は請求があった月の○日までに甲へ○○○○の方法で支払うものとします。

　３　退園する場合の清算料金については、第１項及び第２項に関わらず、甲は明細及び支払期限を付して当月末までに乙に請求し、乙は支払期限まで甲へ○○○○の方法で支払います。

４　甲は、乙から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

|  |
| --- |
| 　***利用料金の徴収に関する取扱い（徴収方法、支払日等）については各園で取り決め、契約書に記載してください。******口座振替で利用者負担を徴収する場合については、領収証の発行を省略しても差し支えありません。*** |

（説明義務）

第８条　甲は、契約に基づく内容について、乙からの質問等に対して適切に説明します。

（健康管理、緊急時の対応等）

　第９条　甲は、常に園児の健康の状況に注意するとともに、健康状態の維持管理に適切な措置を講じます。

２　甲は、園児の体調急変等の緊急事態が発生した場合には、乙の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

３　保育中に園児がけがをした場合は、 甲は応急措置、医療機関への搬送その他適切な処置を行うとともに、乙に対し説明を行うものとします。

（虐待防止のための措置）

第１０条　甲は、園児への虐待を防止するため、幼児教育・保育に従事する職員に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

（秘密の保持）

第１１条　甲は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

　２　甲の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

　３　甲は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

（苦情解決）

第１２条　乙は、甲が提供した幼児教育・保育サービスに関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができます。

　２　甲は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、乙に報告します。

　３　甲は、乙が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、乙に対し一切の差別待遇をしません。

（利用契約の終了）

第１３条　乙は、第２条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の○日以上前までに文書で甲に通知することにより、この契約を解除することができます。また、甲又は甲の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、乙はただちに契約を解除することができます。

　　（１）正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定める幼児教育・保育サービスを実施しない場合

　（２）秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

　（３）法令等の社会信義に反した場合

　２　甲は、事業所の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、乙に対し、１箇月間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし乙が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

　　（１）子ども・子育て支援法第２４条第１項第２号又は第３号の規定により乙の支給認定が取り消されたとき

　　（２）天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

　（損害賠償）

第１４条　甲は、幼児教育・保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

　２　甲は、幼児教育・保育を提供するにあたって、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

（協議事項）

第１５条　契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

（重要事項説明確認）

第１６条　契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

　（その他留意事項等）

　第１７条　当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途甲が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

**別紙１　個別の契約内容**

１　契約期間（第２条関係）

　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとします。

２　利用する曜日（○で囲む）（第５条第１項関係）　（※注）

　　月曜　　　火曜　　　水曜　　　木曜　　　金曜　　　土曜

３　利用する時間（第５条第１項関係）　（※注）

　　　　　　時　　　分から　　　時　　　分まで

　　　　　　ただし、最終当園時間は午前９時までとします。

　　＜備考＞（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）

（※注）２号・３号認定こどもの場合は、ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますので御了承ください。

４　緊急時の対応（第９条第２項関係）

　　園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、乙（保護者）の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童のかかりつけ医療機関 | 医療機関名：診　療　科：***保護者記入欄***主　治　医：所　在　地：電話番号： |
| 緊　急　連　絡　先① | 住　　所：電話番号：***保護者記入欄***氏　　名：続　　柄： |
| 緊　急　連　絡　先② | 住　　所：***保護者記入欄***電話番号：氏　　名：続　　柄： |

５　その他契約事項（第４条関係）

|  |
| --- |
| 　***利用者の個別の事情により特別な配慮が必要な事項（園バス利用、アレルギー対応等）について、規定してください。*** |

　**別紙２**　**利用者負担金**（第６条第４項及び第５項関係）

１　全員が対象となるもの

　　特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| ○○に係る費用 | ○○ | 月額　　　　　　　円 |
| △△費 | △△ | 月額　　　　　　　円 |
| □□費 | □□ | 年額　　　　　　　円 |
| 給食費 | １号認定こども及び３歳児クラス以上の２号認定こどもに提供する食材料費 | 月額　　　　　　　円（主食費　　　　　円副食費　　　　　円） |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費（実費） |

※　上記は前年度の費用を元に算出した金額であり、実際に要した費用の徴収につき、年度途中での金額の変更となる場合があります。金額の変更となる場合は、金額算出の内訳をお示ししたうえで、重要事項説明書の利用者負担金について再周知及び再契約とし、年度末の精算により、返還または追徴することがありますので、あらかじめご了承ください。

＜例＞

・１号認定子どもに係る給食費

・２号認定子どもに係る給食費（ただし、幼児主食費に限る。）

・○○行事に係る費用

２　該当者（利用者）のみ対象となるもの

　⑴　時間外保育に係る利用者負担金（２・３号認定子ども）

以下は、記載例

以下の利用時間で設定している事業所を想定した場合。

　・開所時間：７時～１９時（１２時間）

　・標準時間の方が利用できる保育時間：７時～１８時（１１時間）

　・短時間認定の方が利用できる保育時間：８時半～１６時半（８時間）

* （参考）京都市時間外（延長）保育事業実施要綱
1. 保育標準時間認定の方

　　〇　保育標準時間に係る延長保育料（※備考）

　　　　１８時以降も保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、月額２，５００円

1. 保育短時間認定の方

　　〇　保育短時間に係る延長保育料（※備考）

　　　　延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、１日当たりの利用時間に応じ、以下の料金をお支払いいただきます。

　　　　１日当たりの利用時間が

1. １時間までの場合　　　　　　　→　月額２，５００円
2. １時間を超え２時間までの場合　→　月額５，０００円
3. ２時間を超える場合　　　　　　→　月額７，５００円

（※備考）　保育料が第１階層（生活保護世帯）及び第２階層（市民税非課税世帯）の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

※　なお、延長保育料については、月額の設定ではなく、以下の例のとおり１回当たりの利用料設定とすることも可能です（この場合、各事業所の設定した保育短時間認定に係る利用可能時間帯等を踏まえ、延長保育料を設定してください）。

　　（ア）　７時から８時半まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　（イ）　１６時半から１９時まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　注：同じ日に、アの時間帯（７時から８時半まで）とイの時間帯（１６時半から１９時まで）を共に利用した場合については、それぞれの延長保育料が必要となります。

　　ただし、１回当たりの利用料設定とする場合でも、以下の金額が月額負担上限になります。

　　【利用料上限・民間保育園等（月額）】　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 短時間認定 | 標準時間認定 |
| 延長時間 | １時間まで | ２時間まで | ３時間まで | １時間まで | ２時間まで |
| 第１階層 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第２階層(母子世帯等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第２階層(母子世帯等を除く) | 1，000 | 2，000 | 3，000 | 1，000 | 2，000 |
| 上記以外の世帯 | 2，500 | 5，000 | 7，500 | 2，500 | 5，000 |

⑵　時間外保育を契約していない場合にやむを得ず延長した時間に関する利用者負担金

・園の設定する保育標準時間帯内では、徴収不可。（時間外保育事業を実施する園において、短時間

認定こどもについては、園の設定する保育短時間帯内は原則徴収しないこと。時間外保育の扶助対

象であり、保護者負担のため公費が優先されることを原則としている。）。

・時間外保育事業を実施する施設については、状態の継続が見込まれた場合は、時間外保育の利用を

促すことを原則とする

以下は、記載例

時間外保育を契約していない場合、やむを得ず７時～１８時の保育標準時間を超える時間につき、３０分あたり５００円を徴収する。なお、利用の継続が見込まれる場合は、時間外保育の利用を促すよう努める。

　⑶　預かり保育に係る利用者負担金（１号認定子ども）　○○○○

　⑷　送迎用園バス代（車両費、燃料費）　○○○○

　⑸　布団リース代（実費分）　　　　　　○○○○

　⑹　○○○○

　上記の契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

　　年　　月　　日

　甲

施設名　　　　○○法人○○学園○○こども園

所在地　　　　京都市　　区　　　町　　　番地

代表者　　　　理事長　　　　　　　　　　　印

　乙

　保護者住所

　　児童氏名

　　保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　児童から見た続柄